

【具体的施策】

(施策 9)

○生活習慣病検診管理指導協議会における精度管理や事業評価の実施

県は、指針に示される5つのがん検診について、市町村が指針に基づいた方法で行っているかどうかを把握し、必要な働きかけを行います。

また、国が示す指針の改正等も踏まえ、生活習慣病検診管理指導協議会の各がん部会において、がん検診の実施方法や精度管理の実態を定期的に把握し、地域の検診体制、実施方法及び精度管理の課題を明確にし、かつそれを解決するための実施可能な方法を市町村に提示できるよう検討していきます。

特に、令和4(2022)年度から始まった、クラウドサーバーを活用した二重読影体制での胃内視鏡検査について、全県での実施に向けた体制や精度管理の課題等を、生活習慣病検診管理指導協議会の胃・大腸がん部会で検討します。

(施策 10)

○がん検診従事者講習会やがん担当者会議の充実

がん検診の現場では検診技術の進歩、学会規約の改訂など、さまざまな変化があり、これに的確に対応し、安心・安全で充実した検診を実施するために、検診従事者や保健所及び市町村担当者に最新情報を提供するなど指導・助言等の取組を推進します。

併せて、効果的な検診の実施方法や精度管理の状況について把握し、優良事例等を市町村に対して横展開するなど、助言等の取組も進めます。

(施策 11)

◎国指針に基づいたがん検診の実施及び精度管理の向上

市町村は、がんによる死亡率を減少させるために、対策型検診を着実に実施します。加えて、チェックリストを参考に精度管理を徹底します。

また、保健所は、がん検診の実態や精度管理状況を把握し、市町村の課題に応じた支援を積極的に行います。

(施策 12)

○検診の質の向上

検診機関は、市町村や保険者から委託されたがん検診を、検査の標準化や精度管理、個人情報保護等に配慮し、適切に実施し、その検診結果について、検診受診者や委託者に分かりやすく、迅速にフィードバックします。

また、検診精度等の向上のため、スキルアップを目的とした研修会へ参加します。

(施策 13)

○効果的ながん検診を実施するためのデータ収集・分析の実施

県では、がんに関するデータとして、罹患状況、死亡状況、受診状況に関するデータを収

加されたことから、セカンドオピニオンのさらなる推進が必要です。

【中間アウトカム 13】

○患者やその家族が正しい情報を得られている

患者やその家族が、県のホームページや SNS、新聞やテレビなどの広報及び患者の主治医やがん相談支援センターなどを通じて、必要な時に、自分に合った正しい情報にたどりつき、正しい情報が伝わっている状態を目指します。

【具体的施策】

(施策 47、48)

◎わかりやすく確実に伝わる情報提供の実施

県は、~~がん患者が必要とする正しい情報について~~、島根大学医学部附属病院との連携により、がん患者とその家族に、年代や生活環境等に関わらず、必要とされる正しい情報が、わかりやすくかつ確実に伝わるように、県のホームページ、SNS、がん検診に関するデジタルコンテンツ、~~やしまねのがんハンドブックなど様々な媒体により、拠点病院等の関係機関の協力を得ながら手段を通じて~~情報発信に努めます。

また、県、市町村、拠点病院等は、障がい等により情報取得や意思疎通に配慮が必要ながん患者への情報提供体制の在り方について検討します。

加えて、県及び市町村は、双方向の情報発信が可能である SNS の特性を活かして、患者や家族からの反応に対して、必要な対応を検討します。

(施策 49)

○正しいがん情報の提供

拠点病院等は、引き続き、がんに関する様々な情報を収集し、科学的根拠に基づく情報をわかりやすく、かつ確実に提供します。

(施策 50)

○がん診療ネットワーク協議会において、セカンドオピニオンを受けられる医療機関等へのアクセスに関する情報提供等について検討

拠点病院等は、地域の実情に応じた患者支援体制の構築のため、がん診療ネットワーク協議会において、セカンドオピニオンを受けられる医療機関や、緩和ケア及び在宅医療等へのアクセスに関する情報提供等について検討します。

がんという専門性の高さに鑑みて、学校での指導方法等について理解している外部講師の活用や養成を引き続き推進することが必要です。

【中間アウトカム 23】

○県民ががんについて正しく理解している

がんが身近な病気であることや、がんの予防、早期発見・検診等に関心を持ち、正しい知識を身に付け、適切に対処できる実践力を身に付けていることを目指します。

加えて、がんを通じて様々な病気についても理解を深め、健康の保持増進に留意できるようになることを目指します。

【中間アウトカム 24】

○県民が健康や命の大切さについて理解している

がんについての正しい理解や、がんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質・能力を育成することを目指します。

【具体的施策】

(施策 65)

◎子どもへのがん教育の円滑な実施

学校は、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じたがん教育を、外部講師の参加・協力など関係諸機関との連携のもとに、引き続き推進します。

なおまた、外部講師の参加・協力など関係諸機関との連携のもと、小児がんの当事者である児童生徒や、家族にがん患者がいる、または家族をがんで亡くした小児がんにかかったことのある児童生徒などにも配慮してがん教育を実施していきます。

(数値目標 64)

・学校におけるがん教育の実施率

	令和 4 (2022) 年度		令和 10 (2028) 年度
小学校	58.157.5%		増加
中学校	20.8100%*	⇒	100%
高等学校	21.797.9%*		100%

※中学校、高等学校は、保健体育科以外でのがん教育の実施率

(島根県健康推進課・総務課・保健体育課教育委員会調査)